

環境報告書ガイドライン改訂に向けた検討の論点

1. 今回の改訂に当たっての、ガイドライン体系化の考え方

報告書の作成者の立場から考えると、「環境報告書ガイドライン」を広義にとらえて、その中に「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」を統合するべきではないか？

「環境報告書ガイドライン」の名称はなお適切か？ 論点 4 との関連

ex 「環境・社会報告書ガイドライン」、「持続可能性報告書ガイドライン」、「環境等に関する持続可能性報告書ガイドライン」等

2. 「第三次環境基本計画」の策定及び活用状況を踏まえた変更

- 「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境・経済・社会を統合的に向上させる政策を展開することが重点課題となった。
- また、「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」が全国的に普及しており、これを利用する企業等が多い。特定事業者に対するアンケートによっても、「環境報告書の記載事項等の手引き」と一緒に「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」を参考に作成したとの結果となった。

これを受けて、「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」における表現を全般的に見直す必要がある。

事業者等への改訂による影響や現行のガイドラインの内容の充実度からして、今回は現行ガイドラインの枠組みを基本的に踏襲した改訂方針としたい。

3. 天然資源管理や生物多様性等、持続可能性の視点の強化

- 2002 年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」で「ヨハネスブルグ宣言」が採択された。

これを受けて、森林と生物多様性の保全等に関する方針、目標、計画及び実績等をどのように組み込むべきか？

4. 企業の社会的責任（CSR）の視点の強化

- 企業の社会的責任に関する議論の高まり等を受け、「環境報告書」から「CSR レポート」や「持続可能性報告書」への発展の傾向が見られる。

これらを受けて、「社会的情報」及び「社会的指標」をどのように、どこまで盛り込むべきか？

【参考：CSR に関連する世界の動き】

- ISO14063 「環境コミュニケーション」に関する規格の発行
- 「GRI ガイドライン G3」の策定
- ISO TC/207 における「組織の社会的責任」規格の検討（ISO26000）
- 国連の「グローバル・コンパクト」の提唱
- 国連&UNEP・FI の「責任投資の原則」の提唱
- 「環境パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究（平成 17 年 3 月）」
（参考資料 6）

5. 社会的責任投資（SRI）の推進等による「金融のグリーン化」の視点の導入

- 「環境と金融に関する懇談会」において、環境に配慮した「お金」の流れの拡大に向けた課題等が提言された。（参考資料5）
- この中で、事業者は「投資家に対して自らの企業戦略をアピールすると共に投資家の投資判断に資するような情報開示を行うことが必要である」（参考資料5 P.12、6行目）とされる。

今回の改訂に当たり、「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」の、
- 第2部2.3)「環境マネジメントの状況」に基づくならば、どのように盛り込むか？

「環境に配慮した資金の調達及び用途状況」(仮称)の新設も考えられる。

環境コストとの関連

【例示】

- 環境配慮に関する事業活動への投融資額
- 資金調達の目的及び用途
- カーボンファンド等排出権取引の状況
- 資金運用や企業年金における SRI 運用額 等

6. 第三者検証及び自己評価の手法並びにステークホルダー・ダイアログ等の手法を活用した環境報告書の信頼性の向上の開示について

- 環境報告書の機能としてステークホルダーとの「環境コミュニケーションツール」があるが、最近では「社会的説明責任」をより重視する意見がある。
- 事業者は第三者による記載事項の検証を行うほか、ステークホルダー・ダイアログや有識者による意見等の手法を使って記載事項の信頼性の向上に努めている。このような状況を踏まえて、これらの活動を促進するための指針を新ガイドラインに盛り込むかどうか検討する必要がある。

「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」に基づくならば

- 第1部3.環境報告書の一般的報告原則へ反映するかどうか？
- 環境報告書ガイドライン 2003 年度版 巻末資料9.環境報告書の信頼性向上のための方策（P.61）を本文へ盛り込むかどうか？
- 第2部2.3)の「環境マネジメントの状況」に盛り込むかどうか？

例えば 環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

7. 対象組織の明確化（いわゆるバウンダリー問題）

「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」4.報告に当たっての基本的要件 対象組織の明確化」で報告対象とする組織の範囲を明確に定義することが必要であると記載されているが、公表されている環境報告書において、報告範囲がまちまちで、有用な情報を提供しているとは必ずしも言えない。これを解決する必要がある。

環境パフォーマンス指標の「報告範囲」をより明確にする必要があるろう。

8. 温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度との整合性の確保

- 平成 18 年 4 月 1 日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられた。

これを受けて、「環境報告書ガイドライン 2003 年度版」の、

- 「第 2 部 2、4）(17)温室効果ガス等の大気への排出量及びその低減対策」

及び、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年度版」の

- 「 章（4）温室効果ガス排出量」に、盛り込むかどうか？

【参考】温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>

9. 2003年版ガイドライン策定後の新たな動向の組み込み

「環境会計ガイドライン 2005 年版」が策定された。これを受けて、環境報告書ガイドライン 2003 年度版」に基づくならば、

「第 2 部 「事業活動における環境配慮の方針、目標、実績等の総括」 環境会計情報の総括」の部分を変更する必要がある。

「環境報告書の記載事項等の手引き」「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引（試行版）」との整合性を確保する必要がある。

10. その他

環境マネジメントの導入が進み、事業者における P・D・C・A の認識は深まった。しかし、多くの環境報告書では P・D の段階に留まっているのが現状である。すなわち、基本方針・組織体制・目標設定・取組項目及び実践内容までの報告は充実しつつあるものの、C・A の段階である達成状況の評価に基づく課題抽出や目標・取組の見直しは曖昧であり、必ずしも明示的には報告されていない。これは「環境パフォーマンス指標」の開示とも強く関連する。したがって、P・D・C・A の視点からより積極的に報告内容を見直す必要がある。

（以上）